

第22回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月27日(火) 午後1時30分から午後2時

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	14番	丸山 嘉之	15番 竹内 則孝
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 欠席委員(1名) 13番 内田 芳昭

5. 提出議題

報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第26号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第27号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第48号	農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
雪の少ない状況が続いておりますが、最近になってようやく雪が降り、スキー場でも年末始の活動が出来るような状態だとお聞きしております。
さて、本格的な降雪期を迎え、雪に関係する事故の話もお聞きします。これからの時期、委員の皆様におかれましても作業をする際は十分に気をつけて作業していただきたいと思っております。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第22回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
12番の渡邊 春男委員、14番の丸山 嘉之委員、よろしく申し上げます。
本日の議題については、報告事項が3件、議案が4件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第26号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
11月に届出がありました合意解約は、27件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、
1番と25番以外はすべて他の人へ賃借となっております。
他の人へ賃借されるものは、先月の総会で利用権設定の議決を受けたもの、今月の総会に上程されたもの、来月の総会以降に上程されるものとなっております。

次に、6ページ、報告第26号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

11月につきましては、農地転用事実確認が2件、農地の転用事実に関する法務局からの照会が4件の計6件です。

内容についてですが、

農地転用事実確認の1番、2番、農地の転用事実に関する法務局からの照会の2番につきましては、いずれも、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

農地の転用事実に関する法務局からの照会の1番、3番、4番はいずれも現状、土地の形状等から今後も農地としての利用が見込めないものであります。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

なお、法務局からの照会につきましては、その結果について、法務局へ回答したところ
です。

事務局 次に8ページ、報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、
です。

11月の届け出は、相続件数は10件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思えます。

次に、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請については、9ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番について、申請地は大字小出雲地内、登記地目：田が4筆で登記地積合計2,311㎡であります。

位置図は、資料No.3 14ページをご覧ください。

申請地は、これまで譲受人と譲渡人との間で利用権を設定して耕作していた農地で、譲渡人は相続で所有権を取得したものの、今後も耕作管理できないことから、譲受人と相談したところ、話がまとまったため、このたび無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字乙吉地内、登記地目：田が3筆で5,739㎡であります。

位置図は、資料No.4 15ページをご覧ください。

申請地は、これまで他者が耕作管理していた農地ですが、譲渡人としては施設入所して、今後も耕作管理できないことから、親戚である譲受人に相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

3番について、申請地は大字西条地内、登記地目：田が1筆、登記地積2,399㎡であります。

位置図は、資料No.5 16ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の所有地の隣接地で、利便性も良いことから、譲渡人に相談したところ、議案第48号 44番の所有農地と交換することで、話がまとまったため、このたび農地の交換で譲受人に譲り渡すものであります。

以上、3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。12月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い

委員 いします。

委員 2番について説明します。12月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。12月8日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第45号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 3番についてですが、交換後、耕作するのでしょうか。

事務局 耕作するとお聞きしています。

議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号については、許可することに決定しました。

次に、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、10ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が1筆、登記地積92㎡です。
位置図は、資料No.6 17ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、自己所有地について調査したところ、現在宅地と一体で使用している土地が農地のままであることが判明し、地目を宅地に変更したい旨の相談があり、事務局から申請人に指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受けて、これまでの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件の追認部分については、所有者が農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

事務局 以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。12月3日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第46号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号については、許可することに決定しました。

次に、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、11ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番について、申請地は、朝日町1丁目地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計25.61㎡です。

位置図は、資料No.7 18ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域 商業地域に指定されていることから第3種農地です。

ただし、本案件は、追認案件であります。

本件は、県外に在住している譲渡人が所有地を譲受人に売却することとなったことから申請地を調査したところ、地目が農地のままで、転用の手続きが取られていないことが判明したことから、相談があり、事務局から指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受けて、これまでの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、申請手続きさえすれば許可できる内容でありますし、農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番について、申請地は、大字両善寺地内、登記地目：田が1筆、登記地積55.3㎡です。

位置図は、資料No.8 19ページをご覧ください。

事務局 申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、一部 追認案件であります。

譲渡人は、申請地「344-7」「344-8」を譲受人に売却することとなったことから、申請地を調査したところ、車庫敷地となっている土地が農地のままであることが判明し、地目を宅地に変更したい旨の相談があり、事務局から申請人に指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受けて、これまでの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件の追認部分については、譲渡人が農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

あわせて、譲受人は、申請地「344-1」を売買により購入し、住宅の周辺宅地を拡張して、庭兼冬期堆雪場の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。12月9日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明とおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明とおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第47号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第47号については、許可することに決定しました。

次に議案第48号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第48号のうち、45番から58番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。

最初に、45番から58番を除く1番から44番までの44件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

20ページ、議案第48号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定17件、再設定40件、所有権移転1件の合計58件です。

はじめに1番から44番について説明します。

1番から17番につきましては新規設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
そのうち、10番、13番、16番、17番は使用貸借です。

続きまして、23ページ18番から27ページ43番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま

27ページ44番につきましては、交換による所有権移転です。
内容は、上越市の法人の代表取締役への所有権移転となっております。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

参考までに44番の上越市在住の本市認定農業者の、本市及び上越市の所有状況を30ページの下段に記載していますので確認ください。

同じく30ページ、中ほどの合計欄をご覧ください。

今月の件数について、さきほど58件と説明しましたが、田と畑が両方ある方が1件いることから59件となっております。

最後になりますが、契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長

それでは、議案第48号のうち、1番から44番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第48号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から44番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号のうち、1番から44番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第48号 農用地利用集積計画について、のうち、45番から57番を上程します。

45番から57番は、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長を交代し、退席します。

< 委員 退席 >

議 長 議案第48号「農用地利用集積計画について」のうち、45番から57番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 45番から57番について説明いたします。
27ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、45番から57番は再設定です。再設定ですので、特に問題はないと思われまます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第48号のうち、45番から57番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第48号 農用地利用集積計画についてのうち45番から57番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号のうち、45番から57番は、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第48号 農用地利用集積計画について、のうち、58番を上程します。

58番は、委員に関する案件ですので、委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

< 委員 退席 >

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 58番について説明いたします。
30ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、58番は再設定です。再設定ですので、特に問題はないと思われまます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第48号のうち、58番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第48号 農用地利用集積計画についてのうち58番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年1月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印